



■ 目次

SECが待望されていたIFRSロードマップ案を公表

SECが「平易な英語表現」によるミューチュアル・ファンドの開示を承認

EITF Observer – 2008年11月号

FASB関連記事

AICPAおよび多数の企業が議会に対し、信用危機を理由として年金制度の資金拠出規則の修正を要請

G-20: 金融市場安定化および経済成長支援を宣言

■ SECが待望されていたIFRSロードマップ案を公表

11月14日、米国証券取引委員会(SEC)は、国際財務報告基準への移行に関するロードマップ案(IFRSロードマップ案)を公表しました。このIFRSロードマップ案の公表は単一の高品質なグローバル会計基準へ移行しようというSECの重点的な取り組みを再確認するものです。このIFRSロードマップ案の主要条項は、基本的にはこのロードマップ案の公表が承認された8月27日のSEC会議で議論された内容と一致しています。IFRSロードマップ案では、達成されれば米国の発行体に対する2014年のIFRS利用義務付けにつながる、いくつかのマイルストーンについて説明しています。

マイルストーンが達成されたと仮定した場合、SECは米国の発行体にIFRSを強制適用することを2011年に決定し、IFRSロードマップ案では、2014年に大規模早期提出企業、2015年には早期提出企業、2016年には残りの公開企業を対象とする段階的なIFRS移行を検討しています。

このIFRSロードマップ案へのコメントは官報掲載後90日間です。

▼ ロードマップ案の全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/rules/proposed/2008/33-8982.pdf>

DataLine 2008-29 において、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)はこのIFRSロードマップ案の重要な条項の要約と、その影響の評価について企業が検討すべき所見を提供しています。

▼ CFOdirect NetworkのメンバーはこのDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7LJ3XU&ContentType=Content>

■ SECが「平易な英語表現」によるミューチュアル・ファンドの開示を承認

今週、SECは、投資家が十分な情報をもとに投資判断を行えるように、ミューチュアル・ファンドに主要な情報の簡潔な要約の提供を義務付ける、Form N-1Aの修正を承認しました。この要約はファンドの目論見書の表紙に掲載されることとなります。

また、SECは、より適時な方法で投資家に情報を提供するためのインターネットの利用拡大を促進するための規則修正の承認も行いました。この規則変更により、ファンドの要約目論見書、法定目論見書、およびその他の特定の情報がオ

オンラインで入手可能であることを条件として、要約目論見書の受渡要件を満たすためにファンドが要約目論見書を送信することを認めています。

この規則変更は2009年2月28日から適用となり、2010年1月1日から書式変更の遵守を開始しなければなりません。

▼ このSECのアクションに関するプレスリリースの全文は以下のSECウェブサイトからご覧ください。

<http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-275.htm>

■ EITF Observer – 2008年11月号

FASBの発生問題専門委員会(EITF)は11月13日に会議を開催しました。この会議において、EITFは以下の問題についての最終合意を行いました。

- Issue 08-6「持分法の考慮事項」
- Issue 08-7「防衛的無形資産」
- Issue 08-8「連結子会社の株式に基づき決済金額が決定する(またはそうした条件が組込まれている)商品の会計処理」

これらの最終合意は、米国財務会計基準審議会(FASB)の11月24日の会議で合意されれば最終の公式な会計ガイドランスとなります。

また、この11月の会議において、EITFは以下を行っています。

- Issue 08-1「複数成果物を提供する契約にかかる収益」および Issue 08-10「FAS 160の適用に関する質問の抜粋」の公開合意案に到達
- Issue 08-9「収益認識のマイルストーン法」に関する決定の延期

FASBは11月24日の会議において上記の公開合意案の検討を行い、承認されれば約30日間のコメント募集期間の対象となります。

この会議で議論された問題の詳細について、PwCのEITF Observerをご覧ください。CFODirect Networkのメンバーは以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7LHUXT&ContentType=Content>

■ FASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- ARB 43 - トレーディング目的の棚卸資産
http://www.fasb.org/project/trading_inventory.shtml
- 1株当たり利益
http://www.fasb.org/project/short-term_intl_convergence.shtml
- FIN 46(R) and FAS 140— 開示要件
http://www.fasb.org/project/fin46randfas140_disclosure_requirements.shtml
- ゴーイング・コンサーン

http://www.fasb.org/project/going_concern.shtml

- 非営利組織による合併と買収
<http://www.fasb.org/project/nfp.shtml>
- 後発事象
http://www.fasb.org/project/subsequent_events.shtml

11月19日の会議議事録: FASBの11月19日の会議の要旨は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。FASBは(1)リースおよび(2)資本的性質を有する金融商品について議論を行いました。
<http://www.fasb.org/action/sbd111908.shtml>

次の公開会議: 11月24日の会議において、FASBは11月の会議で到達した合意あるいは公開合意案を承認するかどうかについて議論する予定です。この会議に関するより詳しい情報は以下のFASBウェブサイトをご覧ください。
<http://www.fasb.org/calendar/>

■ AICPAおよび多数の企業が議会に対し、信用危機を理由として年金制度の資金拠出規則の修正を要請

米国連邦議会に宛てた11月12日付の書簡の中で、AICPAおよび300社超の企業は、議会に対し、信用危機によって引き起こされた年金制度資産の価値の下落およびその他の年金関連の問題には緊急の配慮が必要であると警告しました。彼らは、破綻を避けるために企業が現金を切望している時に、資金拠出規則が企業に対し年金制度に年金資産価値の下落を相殺するための多額の拠出を行うことを要求することになることを強調しています。そして、失業増加と景気回復の減速を防ぐために議会に年金制度への資金拠出規則を修正することを要請しました。また、連邦議員達に対し、企業がスポンサーを務める確定給付年金制度に対する悪影響を最小化しつつ、企業が現在の経済危機を乗り切ることを助けるような法律の検討を要求しました。

▼ この書簡の全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。
http://www.aicpa.org/download/news/2008/081112_MultiIndustry_Funding%20Letter_WM.pdf

■ G-20: 金融市場安定化および経済成長支援を宣言

11月15日に開催された金融市場および経済に関するG-20サミットの閉会にあたり、財務大臣、規制当局、会計基準設定団体他が取るべきアクションを示した、G-20リーダー達による宣言が発表されました。この宣言には、金融市場のさらなる安定化と経済成長の支援を目的とした、透明性と説明責任の強化のための即時および中期的なアクションが含まれています。

会計士に関連する即時のアクションには以下が含まれ、2009年3月31日までに完了すべきものとされています。

- 主要なグローバル会計基準設定団体は、特にストレスの強い時期において、複雑で非流動的な商品の評価も考慮しつつ、有価証券の評価のガイダンスの強化に取り組むべきである
- 会計基準設定団体は、オフバランスシート・ベークルの会計および開示のための基準の弱点に対応するための取り組みを大きく進展させるべきである
- 規制当局および会計基準設定団体は、市場参加者への金融機関による複雑な金融商品に関する必要な開示を強化すべきである
- 金融安定化促進を目的として、透明性や説明責任、独立団体と関連当局との適切な関係の確保のためのメンバーシップの再検討の実施など、国際会計基準設定団体(IASB)のさらなるガバナンス強化を行うべきである。

中期的には、この宣言文は、主要なグローバルな会計基準設定主体が「単一の高品質なグローバル基準の創設のために集中的に取り組むべきである」と強調しています。

▼ この宣言の全文は以下のホワイトハウス(アメリカ合衆国政府)ウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2008/11/20081115-1.html>

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.